



JAL Cargo Sales Co.,Ltd.

JAL Bldg. 16F

4-11, Higashi-shinagawa 2 chome

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Tel: 03-5460-5747(~8) / Fax: 03-5460-5859

JCS-INFO-10-021

2010年7月8日

お客様各位

株式会社ジャルカーゴセールス

国際貨物運送約款/運送状裏面約款の改訂についてのお知らせ(運送人責任限度額の見直し)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年3月に開催されたIATA Cargo Service ConferenceにおいてResolution 600 (b)に規定される責任限度額の適用について再改訂が合意されました。これに伴い、7月1日発行の運送状から、下記の通り、対応させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。ご案内が遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

敬具

記

1. 発効日: 2010年7月1日より(運送状発行日を基準とします。)

2. IATA Resolution 600 (b)再改訂に伴う弊社対応:

2009年12月の改訂においてはモントリオール条約(MC99)が適用される輸送及び米国を発着する輸送に限って責任限度額を19SDR/kgとしておりましたが(JCS-INFO-09-040)、今回の再改訂で責任限度額を19SDR/kgに統一いたします。

最新版のJAL運送約款全文については、JALCARGO HP(<http://www.jal.co.jp/jalcargo/inter/rules/>)に掲載されております。

3. 航空運送状(裏面約款)について

旧裏面約款が印刷されたPre-printed AWB、Neutral AWBについても、発効日以後のご使用が可能ですが、その場合でも、改訂後のJAL運送約款に規定された責任限度額が適用となります。

ただし、Pre-printed、Neutral AWBの現行版の在庫を優先的にご使用頂き、出来る限りお早めにお使い頂きますようお願い致します。

以上